

現在の放置自転車対策業務について

委託先

放置自転車の整理指導・調査業務

- ① 放置自転車への警告札貼付
- ② 警告札貼付箇所の報告
- ③ 問い合わせがあった場所への放置自転車の調査
- ④ 放置しようとしている人へ声掛けによる啓発
- ⑤ 区駐輪施設内の自転車の整理



街頭指導員

※個人情報の取扱いなし

① 放置自転車の場所と台数を区へ報告

新宿区



委託先

放置自転車の撤去業務

- ① 警告札が貼付されている自転車の撤去
- ② 撤去した自転車を保管場所へ運搬



撤去車(ドライバー) ※個人情報の取扱いなし

② 放置自転車の台数と場所を撤去業者へ報告

USBの手渡しにより行う。

委託先

撤去車両の保管場所管理業務

- ① 保管場所へ運搬された撤去車両の保管
- ② 撤去車両情報のシステムへ入力
- ③ 撤去車両情報の提供 (USB)
- ④ 区から提供された撤去車両の所有者情報のシステムへの入力
- ⑤ 車両返還希望者への返還業務



保管場所係員

③ 保管場所に登録した撤去車両の情報をUSBで区へ提出



新宿区



④ 法令に基づき(※1)撤去車両の所有者情報を照会

⑤ 所有者情報の提供



警察署

⑥ 警察から回答を受けた所有者情報をUSBで保管場所へ提供

委託先

駐輪場管理業務

- ① 区から提供された一斉受付分の定期利用申請者情報のシステムへの入力
- ② 駐輪施設利用申請受付
- ③ 補欠対象者への連絡等申請者情報の管理
- ④ 一時利用駐輪施設集金業務



駐輪場係員

一斉受付分の定期利用申請者情報を紙及びUSBで駐輪場へ提出(翌年度利用申請期間のみ)

新宿区



※1・・・撤去車両の所有者情報の取得については、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に基づいている。

取得した所有者情報の登録業務等の委託については、平成9年度第1回本審議会了承済。